

## 障害者福祉システム等標準化検討会 個別検討WT（第2回）議事概要

日時：令和6年6月14日（金）11:20～12:00

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB会議

出欠（敬称略）：

### （構成員）

出席 生田 正幸	関西学院大学大学院 人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席 後藤 省二	株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長
出席 内川 貴義	東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 課長代理
代理 飯塚 隆暁	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 主事
出席 大山 大輝	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席 下田 佳奈	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席 米山 のぞみ	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 係長
出席 小藤 侑奈	坂井市健康福祉部社会福祉課 主事
出席 武藤 優子	忠岡町健康福祉部福祉課 課長
出席 三浦 裕和	株式会社RKKCS 企画開発本部 副本部長
出席 井上 和彦	Gcomホールディングス株式会社 導入管理部 第2導入管理課長
出席 星島 基宏	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
出席 関 和可奈	株式会社電算 ソリューション3部 主幹
出席 佐藤 亮介	株式会社アイネス 開発本部 WR開発部長
出席 大澤 巧	株式会社IJC システム事業本部 情報システム部 パッケージシステム課 係長
出席 近藤 誠	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 主任
出席 福田 佳孝	富士通Japan株式会社 Public&Education事業本部 社会保障サービス事業部 シニアマネージャー

### （オブザーバー）

欠席 千葉 大右	デジタル庁地方業務標準化 エキスパート
欠席 池端 桃子	デジタル庁地方業務標準化 エキスパート
出席 米田 圭吾	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席 津田 直彦	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席 山田 貫才	デジタル庁統括官付参事官付
欠席 丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席 小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席 飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席 島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー
出席 青木 健一	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐

出席 高屋 史紘 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 主査  
出席 澤田 晶 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 係員

### 【議事次第】

1. 開会
2. 地域生活支援事業について（ご確認）
3. その他

### 【議事概要】

#### ○NEC構成員

- ・弊社はPKGを複数開発しており、いずれのPKGも現状は地域生活支援事業と障害福祉サービスを一体的なシステムで管理しているが、標準化に伴いPKGによって方針が異なる。経過措置を利用して一的なシステムのまとめるPKGと令和7年度の標準準拠システムへの切替のタイミングで地域生活支援事業と障害福祉サービスを分離する方針のPKGがある。そのため、一的なシステムの場合は経過措置の期限がいつまでとなるか明確にならないと今後の計画に影響するため、経過措置の期限設定における見解を伺いたい。また、仮に地域生活支援事業を標準化の対象とする場合は、開発期間の確保等の理由から、十分な経過措置を設けていただく必要がある。

- ⇒（デジタル庁）経過措置の期限については、現時点では当分の間としているが、標準準拠システムの移行後にシステムの開発や運用状況、また、自治体における事務処理等の実態を踏まえて、丁寧に対応する必要があると考えている。そのため、現時点で明確な期限は想定していないが、突然期限を提示するといったことはなく、関係機関としっかりと協議しながら進めていく予定である。
- ⇒（事務局）2点目についてはご意見のとおりと認識しており、仮に地域生活支援事業を標準化の対象とする場合は十分な期間が必要と考えている。

#### ○事務局

- ・資料2の11ページについて、資料の記載及び説明の中で、標準化対象事務政省令の中に「地域生活支援事業は含まれている」とさせていただいたが、政令の記載は「障害者総合支援法の自立支援給付の支給に関する事務」であり、「地域生活支援事業は含まれてない」が正しいため訂正をさせていただく。なお、資料については訂正した資料を議事概要とあわせて送付させていただく。

#### ○横浜市構成員

- ・現在、横浜市では地域生活支援事業の移動支援や訪問入浴サービスについては、障害福祉サービスと一緒に決定事務を行っている。そのため、地域生活支援事業と障害福祉サービスの事務処理が別になることにより、市民からすると受給者証が別々になってしまふ。また、行政では別システムで管理を行うこととなり、市民にても行政にてもわかりにくさや作業負担が増えることが考えられる。さらに国保中央会の審査支払システムでは障害福祉サービスと同様に地域生活支援事業の対応がされていることから、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援については標準化の対象とし一的に取り扱うことで事務の効率化につながると考える。

- ⇒（坂井市構成員）坂井市では地域生活支援事業については、国保連へ請求の審査委託は行っていないが、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援といった事業については、対

象者の障害福祉サービスの情報も確認し、支給決定を行っている。そのため、横浜市と同様に移動支援、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援については標準化の対象としていただきたい。あわせて、日常生活用具等給付事業も対象者が多いため、同一システムとして事務処理ができることが望ましい。

- ⇒（事務局）障害者福祉施策としては地域生活支援事業以外にも条例で定めた事業として、例えば重度障害者医療、福祉タクシー、ガソリン補助やその他手当事業などがあり、こういった事業は独自施策システムとして残ることとなる。そのため、ご意見いただいた事業を標準化の対象としたとしても、自治体の事務の効率化にどこまで効果があるのか定量化が難しいところである。
- ⇒（坂井市構成員）坂井市では重度障害者医療や福祉タクシーといった事業についてはシステム化しておらず、Excelによる管理をしている。
- ⇒（事務局）横浜市構成員のご意見で、障害福祉サービスと地域生活支援事業の受給者証が別々になってしまふとの意見があつたが、現在、障害福祉サービスと地域生活支援事業の支給決定内容を一枚の受給者証へ記載し運用されているという認識でよいか。
- ⇒（横浜市構成員）その通りである。障害福祉サービスの支給決定事務と地域生活支援事業の移動支援、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援の支給決定事務を同時に行っており、事業者も居宅介護と移動支援は同一事業者が提供していることが多くあることから、一体型の受給者証で運用をしている。

以 上